平成２７年（再イ）第６号
名古屋市緑区武路町3113番地の５
再生債務者　横山　貴士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月21日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（再イ）第６７号
広島市安佐南区毘沙門台３丁目７番７号
再生債務者　河賀　淳克
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月22日
広島地方裁判所民事第４部
平成２６年（再イ）第７７号
仙台市太白区東郡山１丁目７－３　ラフィネローズ102
再生債務者　中村　巧
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月22日
仙台地方裁判所第４民事部
平成２６年（再イ）第４０号
三重県鈴鹿市三日市３丁目11番19号　アミティ201号
再生債務者　鈴木　圭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月22日　津地方裁判所再生係
平成２６年（再イ）第５８号
大阪府貝塚市二色２丁目５番３－107号
再生債務者　西川　毅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月22日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
平成２６年（再イ）第１１号
広島県呉市宮原10丁目４番７号
再生債務者　永野　昌弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月22日　広島地方裁判所呉支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第６１号
大阪府和泉市唐国町１丁目15番30号
再生債務者　西川　博基
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年４月21日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第２号
岡山県玉野市明神町15番９号
再生債務者　**𠮷**尾　仁
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月18日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月27日から平成27年６月８日まで
岡山地方裁判所第３民事部
平成２６年（再ロ）第１０００５号
茨城県ひたちなか市田彦1116―19　ＭＫ－Ｂ204
再生債務者　青山　容邦
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月19日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月２日から平成27年６月23日まで
水戸地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１号
名古屋市天白区梅が丘３丁目215番地
再生債務者　野村賢治こと　徐　賢治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月12日まで
平成27年４月21日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（再ロ）第１号
神戸市灘区鶴甲３丁目12番26―301号
再生債務者　橋本　浩治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月12日まで
平成27年４月21日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

公立学校共済組合役員の退職及び就職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づき、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。
平成27年５月１日
公立学校共済組合理事長　玉井日出夫
（再任）　理事　山根　徹夫
以上任期満了年月日　平成27年４月15日
以上任命年月日　平成27年４月16日
（退職）　理事　髙杉　重夫
平成27年３月30日付け
（退職）　理事（非常勤）　安倍　徹
平成27年３月31日付け
（就職）　理事　上田　孝
（就職）　理事（非常勤）　古澤　利通
平成27年４月１日付け

経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成27年３月31日
経済産業省共済組合代表者
経済産業大臣　宮沢　洋一

第４条第２項中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第13条第１号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第２条第２項」を「第２条第４項」に改める。

第28条第１項の表中「$\frac{41.60}{1,000}$」を「$\frac{38.60}{1,000}$」に、「$\frac{5.57}{1,000}$」を「$\frac{4.50}{1,000}$」に、「$\frac{83.20}{1,000}$」を「$\frac{77.20}{1,000}$」に、「$\frac{11.14}{1,000}$」を「$\frac{9.00}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{41.60}{1,000}$」を「$\frac{38.60}{1,000}$」に、「$\frac{5.57}{1,000}$」を「$\frac{4.50}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{41.60}{1,000}$」を「$\frac{38.60}{1,000}$」に、「$\frac{0.72}{1,000}$」を「$\frac{0.80}{1,000}$」に改める。

別表（第３条関係）産業技術総合研究所支部の項中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

附　則

1　この変更は、平成27年４月１日から施行する。
2　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、平成27年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。